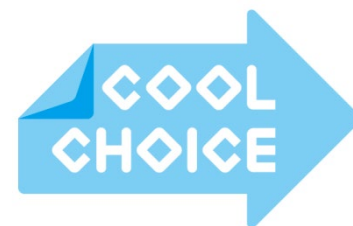


令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業) 「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」 公募要領概要

令和5年5月
(説明資料)

2023/5/8
ver.1.0

一般社団法人地域循環共生社会連携協会



本資料について

本資料は令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、**「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」公募要領**をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめた資料になります。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、**応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

本資料の内容（目次）

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

I. 事業の目的と性格

II. 補助対象となる事業

III. 補助対象事業の選定方法等

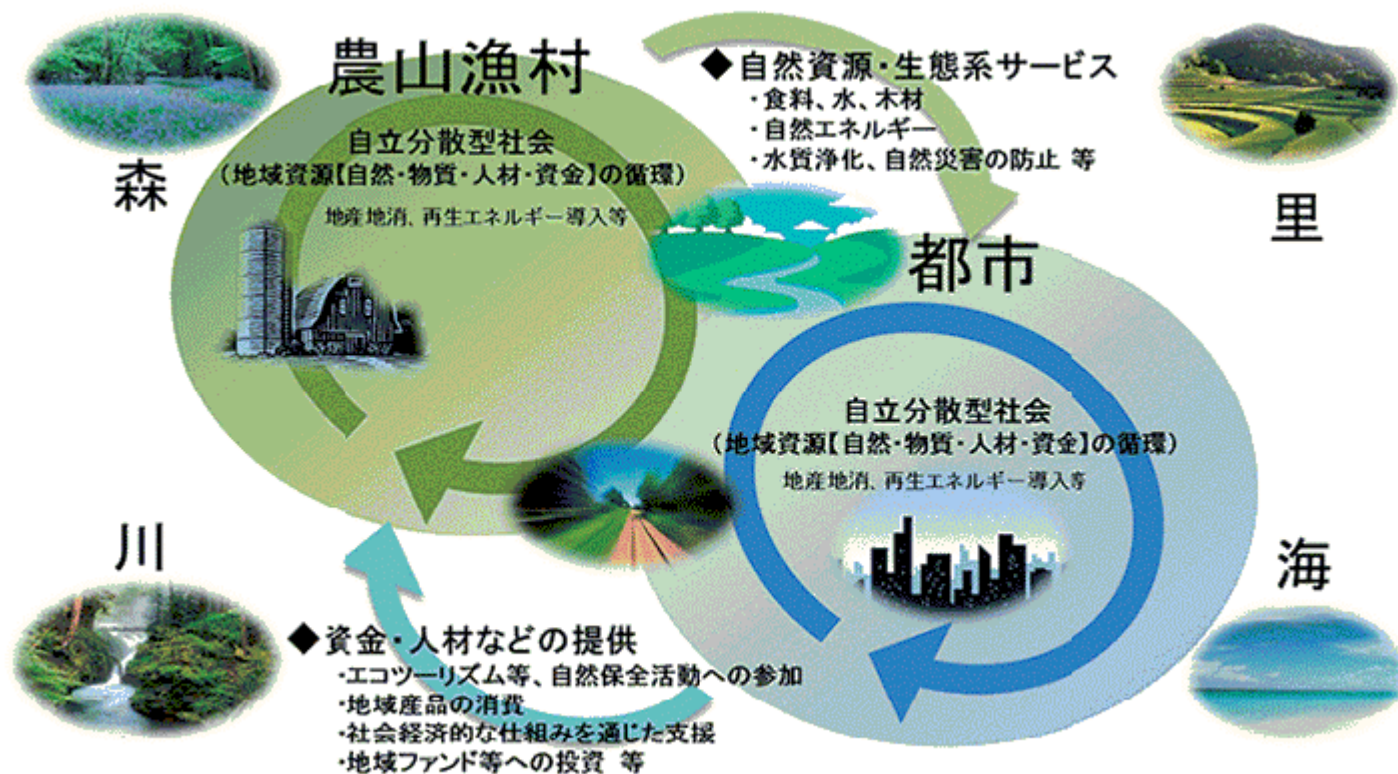
IV. 応募に当たっての留意事項

V. 応募申請方法等

地域循環共生圏について

環境省では第五次環境基本計画において、SDGsやパリ協定といった脱炭素化の潮流と地域が抱える課題に対する環境・経済・社会の統合的向上に向け、各地域がその特性に応じ、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と連携することで「地域循環共生圏」を構築することを掲げています。

地域循環共生圏の概念図



地域循環共生圏について

(第五次環境基本計画から抜粋)

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、狭い地域で循環させることが適切なものになるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど**最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく**という

「**地域循環圏**」の考え方や、自然の恵みである**生態系サービスの需給でつながる地域や人々を一体としてとらえ、その中で連携や交流を深めていき相互に支えあっていくという考え方である「自然共生圏」**の考え方を包含するもの。地域資源の活用の促進により、結果として**低炭素も達成**する概念。

「**地域循環共生圏**」の創造の要諦は、**地域資源を再認識するとともに、それを活用**することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。

地域循環共生圏について

地域

「循環」「共生」が集落・市町村レベルの狭域で完結し得るものから、流域・都道府県レベルの広域でも完結し得ないものがあることから、集落・街区レベル、市町村レベル、都道府県レベル、流域レベルなど様々な階層の圏域があり得る。

循環

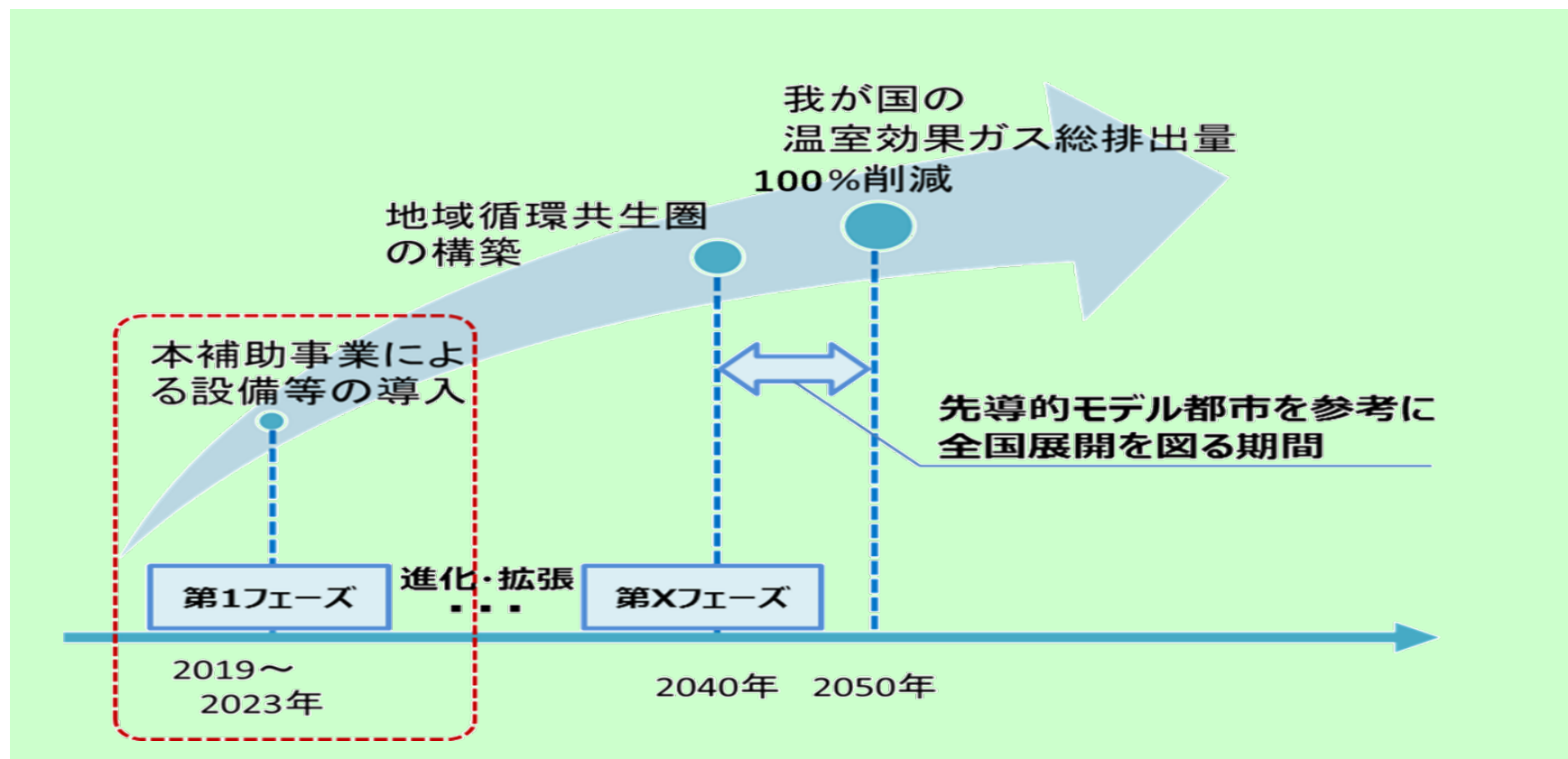
食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けること。この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指す。

共生

人は環境の一部、生きものの一員。人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。

本事業の目的と性格

本補助事業は、我が国が2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会を実現するため、2040年頃を目処に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする先導的モデルの構築を目指すものであり、自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型交通をテーマに、新たなビジネスモデルや技術・制度のイノベーションを適宜取り入れながら、新しい時代をリードする民間企業等の先進的な取組を支援することで、継続的なモデル構築を実施していく中長期的事業です。



I. 事業の目的と性格

II. 補助対象となる事業

III. 補助対象事業の選定方法等

IV. 応募に当たっての留意事項

V. 応募申請方法等

温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

事業実施計画の策定

・温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業（略称：温泉熱利活用）

ポイント
**「令和4年度に本事業で計画策定を完了した事業」
に限ります。**



設備等導入

・温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業
（略称：温泉熱利活用）

対象事業の基本的要件

申請にあたっては、以下のすべての事項に適合することが必要。

- ① 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- ② 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されている事業であること。
- ③ （申請者は）公募要領別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。

（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

ポイント
FIT 及び FIP は補助対象外です。

補助対象となる事業

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部 経済産業省 連携事業）



【令和5年度予算（案） 3,396百万円（3,235百万円）】



2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率向上と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築や、自動車CASEを活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）を実現する。

2. 事業内容

（1）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業

地方公共団体と民間事業者との共同による、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築に対して、必要な設備等導入の支援を行う。

② 地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業

地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証等を行う。

（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対して、必要な設備等導入の支援を行う。

（3）自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に対して、必要な設備等導入の支援を行う。

※ 各補助事業について、令和4年度からの継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 委託事業／間接補助事業（2/3,1/2 ※一部上限あり。）

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間 令和元年度～令和5年度

※(1)①及び(3)においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

4. 事業イメージ



脱炭素社会構築の支援



お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341
自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280

温泉熱等利活用による経済好循環

- ・ 地域活性化促進事業

略称「温泉熱等利活用」

支援メニュー、対象事業及び要件

地域の経済好循環と地域活性化の促進のため、温泉熱等
を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用を行う事業。

計画策定事業



温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用を行
う事業実施計画の策定を行う事業

ポイント📌

「令和4年度に本事業で計画策定を完了した事業」
に限りします。

設備等導入事業



**地域の経済好循環と地域活性化の促進のため、
温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発
電や熱利用を行う事業**

対象事業及び要件

設備等導入事業

令和4年度に本事業で「計画策定事業」で策定した事業実施計画に基づき、地域の経済好循環と地域活性化の促進のため、温泉熱等を活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用に必要な設備等の導入を行う事業。

ポイント📌

応募時には計画策定の要件を満たす内容の計画等を提出してください。
公募締切後に協会から環境省宛に承認申請を行います。ただし、承認が得られなかった事業については不採択となります。

対象事業及び要件

次に示すすべての要件を満たすもの。

ア. 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。

イ. 温泉熱等を活用してバイナリー発電や暖房利用等を行うものであって、公の施設において電気や熱を利用するもの又は本補助事業の応募者以外の者が所有若しくは管理※する施設も含めて2施設以上で電気や熱を利用するものであること。

※応募者以外の者が管理する施設の場合は、地方公共団体が管理する場合に限る。

ポイント

公の施設の場合は1施設でも応募可能です。
公の施設でない場合は、2施設以上で温泉熱等を活用しないと補助対象とはなりません。

ウ. SDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係でないこと。

対象事業及び要件

工. **令和4年度に本事業で計画策定を完了した事業であること**

※ 系統への逆潮流や自己託送を含む系統に関する事業を計画している場合、本事業の経済産業省窓口である資源エネルギー庁新エネルギーシステム課及び環境省自然環境整備課温泉地保護利用推進室の連絡先に公募への申請前に連絡を入れるものとする。

補助事業の応募者

以下のいずれかの法人・団体。

ア. 地方公共団体

イ. 民間企業

ウ. 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

エ. 地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

オ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

カ. 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業除く）

キ. その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者

補助事業の応募者

代表事業者

共同実施においては、事業者の1者が代表事業者となり、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ補助事業により全部または一部財産を取得することが必要。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

(詳細は、公募要領 (p.9(3)) 参照)

ポイント📌

共同事業者も財産の一部を取得することが可能です。

共同事業者が財産を取得する場合は、様式1は連名で申請してください。

補助金の交付額、補助事業期間

補助対象経費の次の割合を補助。

設備等導入事業

補助率 3分の2（上限は 3 億円）

補助事業期間

設備等導入事業

単年度

令和5年度の補助事業の実施期間は
交付決定日から令和6年2月29日（木）まで

補助対象設備

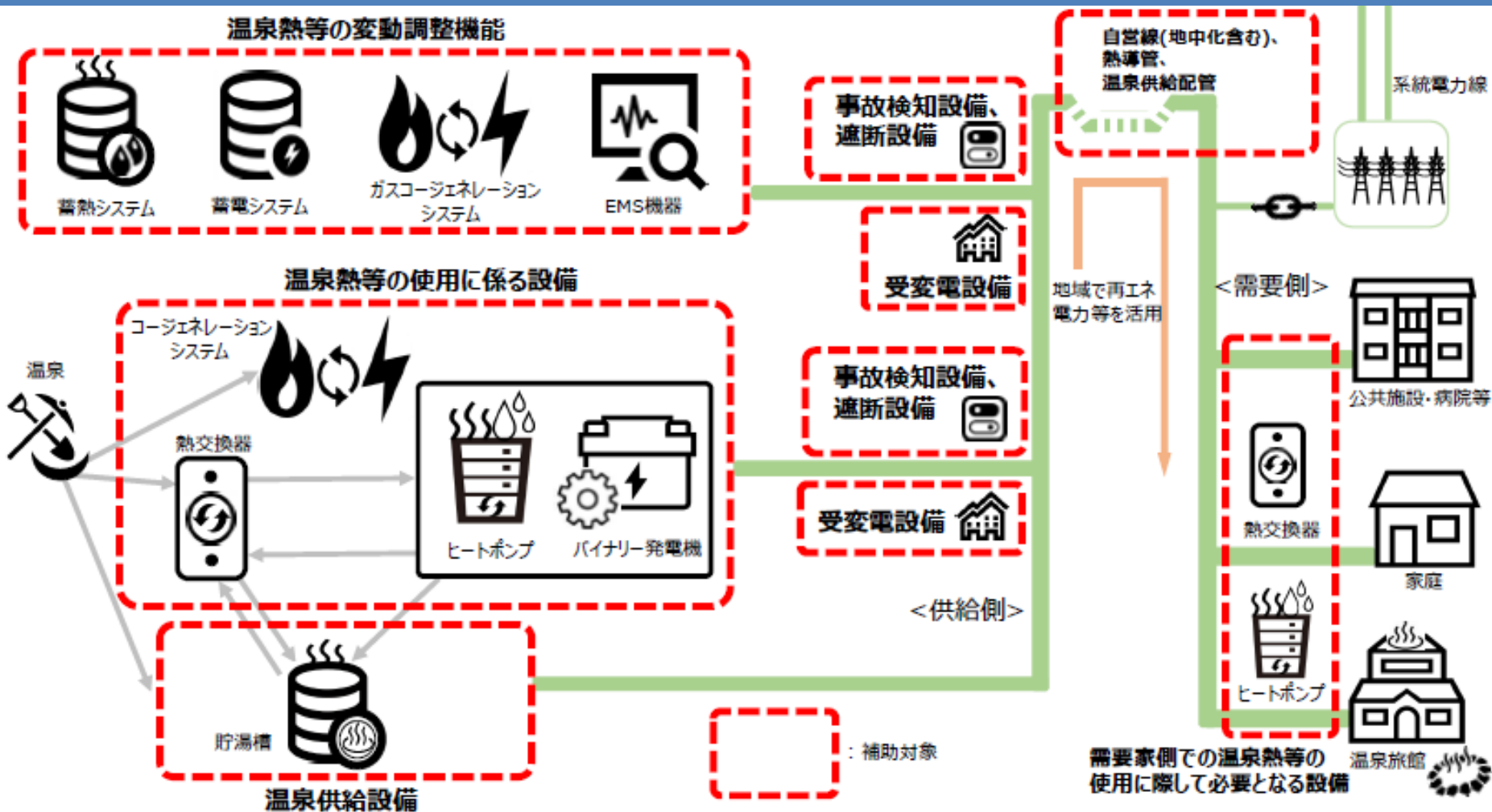
① 公募要領（p.11～13の表参照）に示す以下の設備。

- ・ 温泉熱等の使用に係る設備
- ・ 需要家側での温泉熱等の使用に際して必要となる設備
- ・ 自営線
- ・ 熱導管
- ・ 受変電設備
- ・ 温泉熱等の変動調整機能
- ・ 温泉供給設備
- ・ 温泉モニタリング設備

ポイント
詳しくは公募要領 p.22～24の
表を参照してください。

② 上記の設備は、**温泉熱等の地域での利活用が必要かつ
当該事業にのみ利用**する設備で**実用段階**にあるものに限る。

(参考) 補助対象設備の範囲のイメージ



- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等**
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等

選定方法と審査

一般公募を行い、審査を経て選定。

審査の結果により付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。

審査結果に対する御意見には、対応致しかねます。

審査のポイント

審査のポイントは次のとおり。

(要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とする。)

- a. 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について記載されていること。
- b. 必要な書類が添付されていること。
- c. 書類に必要な内容が記載されていること。
- d. 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

ポイント📌

**事業の審査項目については公募要領にてご確認ください。
応募申請書の記載項目が審査項目となっております。**

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項**
- V. 応募申請方法等

応募に当たっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書（別紙 1）に記載した内容については、協会の許可なく変更することはできない。

(2) 交付申請

採択された事業者は、補助金の「交付申請書」を提出する。

補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に契約・発注、検収され、かつ当該期間中に支払が完了するものとする。

(3) 交付決定

協会は交付申請書の内容について審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて「交付決定」を行う。

(4) 事業の開始

補助事業は協会からの交付決定を受けた日以降、開始する。

ポイント📌

**交付決定前の契約・発注に係る経費は、
補助対象外となるので、ご注意ください。**

補助事業の適正実施確認のため、事業実施期間中、必要に応じて現地調査等を実施することがある。

(5) 補助事業の計画変更等

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者まで相談のこと。事業内容あるいは補助金額の変更を伴う場合は、協会の事前承認を受けることが必要。必ず事前に協会へ相談ください。

(6) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了（支払が完了したことを指す）した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出。

協会は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

(7) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出。その後、協会から補助金を支払う。

(8) 不正に対する交付決定の解除等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがある。

(9) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間を含む）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出。

応募申請から補助金支払いまで

応募申請・採択・交付申請・交付決定から事業開始・補助金支払まで



- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象事業の選定方法等
- IV. 応募に当たっての留意事項
- V. 応募申請方法等**

応募申請書類

① 提出が必要となる書類は、様式 1 に記載するとおり。

1. 実施計画書（別紙 1）及び、記載事項に係る根拠資料
2. 経費内訳（別紙 2）及び、記載事項に係る根拠資料
3. 応募者の業務概要及び定款又は寄附行為
4. 応募者の経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

提出する申請書類は「応募申請書提出書類一覧」に沿って確認し、提出ください。

（応募申請書エクセルファイルに「応募申請書提出書類一覧」シートがあります。）

応募申請書類

- ③ 応募書類のうち、**様式 1**、**別紙 1**、**別紙 2**は必ず協会のホームページの**電子ファイルをダウンロード**して作成ください。

《設備等導入事業において、共同事業者も財産を取得する場合》

※連名での申請となりますので、**様式 1（連名申請）Word版**をダウンロードして作成ください。

※財産を取得する者のうち事業全体の推進に係る取りまとめを行い、事業の実施体制に基づき、事業全体計画の作成や事業全体の円滑な実施のための進行管理を行う者を代表事業者としてください。

※別紙2経費内訳は財産を取得する事業者ごとに作成してください。
（補助金所要額は事業者ごとに確定いたします。）

応募申請書類

- ④ 審査過程において、電話又は電子メールでヒアリングを実施する場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあります。
- ⑤ 「個人情報」の取り扱いについては、公募要領別紙2「個人情報のお取り扱いについて」に同意いただき応募申請ください。

公募期間

公募期間

令和5年5月8日(金) から令和5年5月26日(金)

提出方法

電子メールによる提出

提出期限

5月26日(金) 17:00 必着

※ 期限を過ぎて協会が受信した申請については遅延が
協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

提出書類の確認

① 提出書類は、様式1に添付の
「応募申請時提出書類等一覧」
を確認してください。

② 「応募申請時提出書類等一覧」
を印刷し、目次として様式1に添し
チェック欄にチェック☑をしてくだ
さい。

③ 各電子ファイルにも
「応募申請時提出書類等一覧」
に記載の番号を付け、番号順に並ぶ
よう整理し、必要に応じて枝番を付
してください。

(例: 温泉熱等利活用【設備導入】)

資料 番号	提 出 書 類	チェック欄
	応募申請時提出書類等一覧(本一覧)は、提出書類のチェックに使用してください。 また、 電子データ は本一覧と同じ番号を付し、 順番に並びよ うに保存すること(必要に応じて枝番を付すこと)。	☐
1	様式1 応募申請書 (電子データはExcel形式のまま保存すること。なお、連名申請をする場合はWord版を作成し、保存すること。)	☐
2	様式1別紙1 実施計画書(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	☐
3	様式1別紙2 経費内訳(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	☐
4	様式1別紙2に記載の金額の根拠が分かる書類(見積書、積算書等)	☐
5	「2温泉熱等利活用の【計画策定】事業」で策定した事業実施計画、もしくはそれと同等と環境省が認めた計画等	☐
6	事業を行う場所の地図・図面 (設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置状況が分かる図面や写真、地図等)	☐
7	事業概要(電子データはPowerPoint形式のまま保存すること。)	☐
8	補助事業全体のシステムフロー図	☐
9	設備等導入及びその後の運用までの事業全体のキャッシュフロー図 (電子データはPowerPoint形式のまま保存すること。)	☐
10	ハード対策事業計算ファイル(電子データはExcel形式のまま保存すること。)	☐
11	CO2削減効果の算定根拠資料 (「ハード対策事業計算ファイル」に入力した「年間エネルギー使用量」や「法定耐用年数」の設定根拠・算出過程・引用元 に係る具体的資料(電子データは作成したファイルの形式(Excel等)のまま保存すること。))	☐
12	設備のシステム図・配置図・仕様書・カタログ等	☐
13	代表事業者の事業概要(企業)パンフレット等	☐
14	代表事業者の定款または寄付行為	☐
15	代表事業者の経理状況説明書(直近2か年度分の貸借対照表および損益計算書)	☐
16	共同事業者の事業概要(企業)パンフレット等	☐
17	共同事業者の定款または寄付行為	☐
18	共同事業者の経理状況説明書(直近2か年度分の貸借対照表および損益計算書)	☐
19	その他、参考資料(資料ごとに枝番を付し、別紙1の記入欄に資料番号を記入すること。)	☐
※資料13～18については、申請者又は共同事業者が地方公共団体の場合には提出不要。 その代わりに申請年度の予算書(表紙及び当該予算についての真のコピー)を提出すること。		

CD-R/DVD-Rに保存する電子ファイルの留意点

・ 応募申請書 様式 1、別紙 1、別紙 2、ハード対策事業計算ファイル等はExcel形式で保存してください。

・ 応募申請書 様式 1、別紙 1、別紙 2のExcelは切り離さないでください。※

・ CO2排出量の削減根拠となる資料等、Excel形式で作成されている資料は、計算の過程がわかるようにExcel形式で保存してください。

・ 上記以外の資料で、Word/Excel/PowerPoint形式で作成されている資料はそのままWord/Excel/PowerPoint形式で、それ以外の資料はPDF形式で保存してください（XDW等は不可）。

（例：温泉熱等利活用【設備導入】）

- ※
- 1～3_応募申請書_実施計画書_経費内訳書
 - 4_〇〇(株)_〇〇工事見積書
 - 4_〇〇建設_見積書
 - 5_事業実施計画書
 - 6_事業を行う場所の地図・図面
 - 7_事業概要
 - 8_補助事業全体のシステムフロー図
 - 9_キャッシュフロー
 - 10_ハード対策事業計算ファイル
 - 11_CO2削減効果_算定根拠資料
 - 12_設備のシステム図・配置図・仕様書・カタログ...
 - 13_企業パンフレット
 - 14_代表事業者_定款
 - 15_経済状況説明書
 - 19_その他参考資料

提出方法と提出先

【メール申請の宛先】

アドレス：chiikienergy05@rcespa.jp

メール件名（例）：温泉熱等利活用_応募申請書【株式会社〇〇】（1/2）

※メール件名：略称を記入

メール件名に、応募予定の**事業名**及び**貴団体名**を記入してください。

また、容量の都合により**複数回に分けて送信する場合は、件名の最後に（●通目／全体数）**と記入してください。

元のデータ形式での送信が可能な場合はPDFに変換しないようにする等、容量が重くなりすぎないようにご注意ください。

補助事業名	略称
温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業	温泉熱等利活用

お問合せ

電子メールにて、問合せ願います。

メール件名に、貴団体名及び事業名（略称）を必ず記入して下さい。

<メール件名>

【貴団体名】 補助事業名（略称：温泉熱等利活用）について 問合せ

例：【株式会社脱炭素】 温泉熱等利活用について問合せ

<問合せ先>

一般社団法人地域循環共生連携協会 事業部

メールアドレス： chiikienergy05@rcespa.jp

<問合せ受付期間>

令和5年5月8日（金）～

令和5年5月24日（水） 17時まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
5月8日 初版			